

志太広域事務組合最低制限価格取扱要領

(趣旨)

第1条 この要領は、志太広域事務組合（以下「組合」という。）における建設工事の請負契約（以下「契約」という。）に係る一般競争入札及び指名競争入札（以下「競争入札」という。）に関し、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167の10第2項（政令第167条の13において準用する場合を含む。以下同じ。）の規定に基づき最低制限価格を設けるときの取扱いについて必要な事項を定めるものとする。

(対象となる契約)

第2条 この要領は、志太広域事務組合低入札価格調査取扱要領の適用を受けるものを除いた競争入札による契約を対象とする。

(最低制限価格の算出方法)

第3条 最低制限価格は、予定価格の算出の基礎となった次の各号の計算式により算出した合計額（千円未満の端数切捨て）に、消費税及び地方消費税に相当する額を加えた額とする。ただし、その額が予定価格に10分の9を乗じて得た額を超える場合にあっては10分の9を乗じて得た額（千円未満の端数切捨て）とし、予定価格に10分の7を乗じて得た額に満たない場合は、10分の7を乗じて得た額（千円未満の端数切捨て）とする。

- (1) 直接工事費の額に10分の9.7を乗じて得た額
- (2) 共通仮設費の額に10分の9を乗じて得た額
- (3) 現場管理費の額に10分の9を乗じて得た額
- (4) 一般管理費の額に10分の5.5を乗じて得た額

2 次の各号に掲げる工事の最低制限価格は、当該各号に規定する補正值等を用いた計算式による算出額（千円未満の端数切捨て）に、消費税及び地方消費税に相当する額を加えた額とする。ただし、その額が予定価格に10分の9を乗じて得た額を超える場合にあっては10分の9を乗じて得た額（千円未満の端数切捨て）とし、予定価格に10分の7を乗じて得た額に満たない場合は、10分の7を乗じて得た額（千円未満の端数切捨て）とする。

- (1) 建築物の解体工事の場合は、0.8の補正值を用いて算出する。
(直接工事費 $\times 9.7/10 \times 0.8$ + 共通仮設費 $\times 9/10$ + 現場管理費 $\times 9/10$ + 一般管理費 $\times 5.5/10$)
- (2) さく井工事の場合は、0.8の補正值を用いて算出する。
(直接工事費 $\times 9.7/10 \times 0.8$ + 共通仮設費 $\times 9/10$ + 現場管理費 $\times 9/10$ + 一般管理費 $\times 5.5/10$)
- (3) 前各号のほか特別なものについては、契約ごとに10分の7から10分の9までの範囲内で適宜の割合を予定価格に乘じて得た額とする。

3 当該工事の特殊性が著しく顕著で前2項の規定により難しい場合においては、最低制限価格を設定しないものとする。

(入札参加者への周知)

第4条 入札参加者には、一般競争入札については入札の公告において、指名競争入札については入札の通知等において、最低制限価格の設定の有無を周知するものとする。この場合において、前条第2項各号の対象となる工事については、併せて最低制限価格の算出に必要な補正值等を周知するものとする。

(落札者の決定)

第5条 最低制限価格を設定した場合は、予定価格の制限の範囲内で、かつ、最低制限価格以上の価格をもって入札をした者のうち、最低の価格で入札した者を落札者とする。

2 最低制限価格を下回る価格で入札を行った者は、失格とする。また、失格となっ

た者は、再度の入札があるときは、再度の入札に参加することができない。

(最低制限価格の公表)

第6条 第3条の規定により算出した最低制限価格は、入札執行後に公表することができるものとする。

(補則)

第7条 この要領に定めるもののほか、最低制限価格の取扱いに関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要領は、平成25年1月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この要領は、平成28年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の志太広域事務組合最低制限価格取扱要領の規定は、施行日以後の公告又は指名通知を行う案件について適用し、施行日前に公告又は入札通知等を行った案件については、なお従前の例による。

附 則

(施行期日)

1 この要領は、平成29年8月1日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の志太広域事務組合最低制限価格取扱要領の規定は、施行日以後の公告又は指名通知を行う案件について適用し、施行日前に公告又は入札通知等を行った案件については、なお従前の例による。

附 則

この要領は、令和元年6月1日から施行する。